子どもに対する人権侵害について

児童虐待や連れ去り、スクール・セクシュアル・ハラスメント(以下「スクール・セクハラ」という。)など、子どもに対する人権侵害が近年、大きな社会問題となっています。今号では、その現状や問題点などについて、現場での取り組みを分析・解説してもらいながら、その解決の糸口や展望について考えたいと思います。

児童虐待への取り組みは「相談支援」と「予防」のふたつの側面から



*** が ゆき お **山上 幸雄**さん

大阪府中央子ども家庭センター所長

積極的な啓発や 相談支援を展開

トワークが充実していることや、府民のみなさんに対する啓発も積極的に進めてきた結果だと思います。つまり、虐待への理解が深まるにつれて、見過ごされてきた虐待を発見し、対応できるようになってきたということの表れだと考えています。また、府として市町村の児童相談体制の整備・支援のため、ケースワーカーを派遣しています。

さらに、医療機関における虐待の早期発見を促進するため、2006(平成18)年3月「乳幼児の虐待予防のための視点」(府地域保健福祉室発行)が配付されました。

身近な地域で虐待を敏感にキャッチ

虐待通告の47%(1833件)が市町村の児童福祉課や保健センターからのものです。学校関係からの15%と合わせると、半数以上が住民のみなさんにとって身近なところで虐待がキャッチされていることがわかります。近隣や知人の方からの通告も6.5%(252件)で、地域の方々

がさまざまなネットワークを構築されているとともに虐待に対する高い意識をもっておられるのを感じています。

虐待の深刻化を予防するには、早期に虐待に気づくことが必要です。「保護者が地域で孤立している」「いつも子どもだけでいる」「食べ物に対して強い執着心を示す」「衣類がとても汚れている」「配偶者間に暴力がある」などといった様子が見られる場合は地域の児童福祉課や保健センター、あるいは当センターに通告をお願いします。通告を受けて家庭を訪問すると、「通告されたんですか」と大きなショックを受けられる方がいます。けれども私たちの最大の目的は「良好な親子関係のなかで子どもが育てられること」です。そのことを理解していただきながら相談・支援を進めていきます。

地域子育て支援のネットワークの充実を

また、2006(平成18)年度からは24時間対応の虐待通告窓口を設けています。2007(平成19)年1月末現在で249件の通告があり、うち安全確認出動が25件、一時保護が14件となっています。急を要するケースもありますが、「このままでは子どもを殴ってしまいそうで不安」と切迫した電話をかけてこられた方に対しては不安な気持ちを受けとめ、継続的な相談につなげることもしています。

虐待防止という観点からは地域における草の根のネットワークが重要です。「自分が親になるまで赤ちゃんを抱いたこともなかった」という人が育児不安に陥るのは無理もありません。そんな時、「子どもってこんなものよ」と言いながらあやしてくれる人が身近にいればどれほど安心できるでしょう。子ども家庭センターに相談しにくい場合は、まず地域の児童委員さん、市町村の相談窓口に気軽に相談してください。私たちも虐待への取り組みと同時に地域の関係機関と連携して「地域子育て支援ネットワーク」の充実を図っていきたいと考えています。

何重もの力関係のなかで起こるスクール・セクハラ

まずは「嫌だ」という思いを受け止める

スクール・セクハラの存在はずいぶん知られてきました。 ただ、マスコミで報道されるのはほとんどが犯罪行為です。 おとなから見れば"些細"なことでも子どもにとっては 大きな苦痛をもたらしていることがあることもぜひ知っ ていただきたいと思います。

冬の寒い日、制服の胸元が開いているからと人目のないところに呼び出し、先生が胸元を閉じたのがきっかけで不登校になった女子生徒がいました。また、「体育の授業のために男女一緒に着替えるのが嫌だ。男女別に更衣させてほしい」いう男子生徒の訴えを、「何言ってるんだ」と取り合わなかった中学校もあります。

先生にすれば、「よかれと思ってやっているのに」「そんなことまでやってられない」と不本意かもしれません。けれど、まずは子どもたちの「嫌だ」という思いを受け止めてほしいのです。そもそも、気になるのなら「寒いけど大丈夫?」と聞いてあげればいいこと。わざわざ呼び出して、先生がボタンをかける必要はないはずです。

強制や否定も暴力の一種

「嫌だ」という感情を大切にされることは、成長期の子どもたちにとってとても重要なことです。若い人のふるまいを批判するおとなは多いですが、「嫌だ」「恥ずかしい」という気持ちを大切にされないまま育てば、そういった感覚がマヒするおとなが増えるのは当然ではないでしょうか。「嫌だということ」を強制されるのも、「嫌だという思い」を否定されるのも、一種の暴力だと私はとらえています。

部活動内でのスクール・セクハラも深刻な問題です。 特に全国大会で入賞するような部では顧問やコーチが絶 対的な存在となり、周囲の先生や保護者からも信頼を集 めます。子どもたちも「強くなりたい」「試合に出たい」 と必死で、とても「ノー」と言える雰囲気ではありません。 そんな中で「先生を信頼しているのなら、何でもできる だろう」と裸にしたり、抱きついたりしたという事件が 何件も起きています。

権限をもった第三者機関の設立を

男から女へ、先生から児童生徒へ、おとなから子どもへ、 部活動の顧問から選手へ、障害のない人から障害のある 人へ…。学校という閉ざされた社会において、何重もの 力関係のなかでスクール・セクハラが起こります。被害 者は子どもだけではありません。関東地区私立大学教職

課程研究連絡協議会が2003年から2005年に調査したところ、教育実習生に対するスクール・セクハラが多数報告されました。

スクール・セク ハラを防止するた めには日頃からの 研修が大切です。 また、起きてし まったスクール・ セクハラに的確に 対応するために



亀井 明子さん スクール・セクシュアル・ハラスメント 防止全国ネットワーク代表

は、実効性のあるスクール・セクハラ対応システムが欠かせません。大阪府では2004年に教育委員会が「学校単位で研修を行うように」という通達が出されました。 府教育委員会のスクール・セクハラ対応システムは、全国レベルでみても進んだ内容だと思います。ただし、教育委員会や学校という"身内"での調査や判断には限界があります。今後はシステムを動かす人の意識をより高めるとともに、事実調査や被害者の心のケアなどに対応でき、ある程度の権限をもった第三者機関の設立が求められます。

「子どもに対する暴力(人権侵害)」の根底には、「生きる権利」や「育つ権利」「守られる権利」、さらには「学ぶ権利」など、大人の「子どもの権利」についての理解、認識の希薄さがあるように思います。子どもを「権利の主体」として捉え、その思いを十分に理解し、尊重しながら、子どもとかかわっていくことが必要ではないでしょうか。